

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に定める書面)

2026 年 1 月 5 日

株式会社レアジョブ
株式会社資格スクエア

2026年1月5日

東京都渋谷区神宮前六丁目 27番8号
株式会社レアジョブ
代表取締役 中村 岳

東京都渋谷区神宮前六丁目 27番8号
株式会社資格スクエア
代表取締役 佐藤 郁夫

株式会社レアジョブは、2025年10月31日付け新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2026年1月5日を効力発生日として、株式会社レアジョブを分割会社、株式会社資格スクエアを新設会社とする新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。（以下、株式会社レアジョブを「分割会社」、株式会社資格スクエアを「新設会社」といいます。）

つきましては、会社法第811条第1項及び会社法第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり、新設分割計画書の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2026年1月5日

2. 法定手続の経過

（1）新設分割の差止請求手続（会社法施行規則第209条第2号）

本件分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であり、会社法第805条の2但書の定めに該当するため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続（会社法施行規則第209条第3号）

本件分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であり、会社法第806条1項第2号の定めに該当するため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続（会社法施行規則第209条第3号）

分割会社には、会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権がなく、同条同項に定める新株予約権者がおりませんので、新株予約権の買取請求に関する手続は実施しておりません。

（4）債権者異議請求手続（会社法施行規則第209条第3号）

本分割において、当社は、新設会社に承継される債務について重畠的債務引受をしており、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者がいないため、債権者の異議に関する手続は実施しておりません。

3. 本分割により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

本新設分割計画書に記載のとおり承継いたしました。

4. 本分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はございません。

以上